

令和5年度赤い羽根あったか募金（令和6年度事業助成）募集要領

1. 目的

白山市をより良くするための活動に取り組む団体が、白山市共同募金委員会と連携し、共同募金運動を通じて自らの団体の活動をアピールすることにより、市民の共感を積極的に得ながら、募金活動等を展開していくことで、地域コミュニティの活性化や新たな支え合いや地域福祉の向上を図ることを目的に実施します。

2. 参加団体の要件

あったか募金に参加できる団体は、下記の要件を全て満たす団体に限ります。

- (1) 白山市内に活動拠点があり、白山市内で活動を行っている民間の非営利活動団体であること。（法人格のない任意団体も可）
- (2) 3人以上の会員で組織した団体であること。
- (3) 政治活動、宗教活動を主な目的とした団体でないこと。
- (4) 共同募金運動に協力すること。また、自団体の活動を広く普及すること。

3. 申請対象となる事業

下記の要件を全て満たした事業に助成します。

- (1) 白山市をより良くする活動であること。
- (2) 地域に根差した活動であること。
- (3) 地域の方が、安心して暮らせるような活動であること。
- (4) 地域住民が主体的、または地域住民と一緒にを行う活動であること。

4. 申請事業の対象とならない経費

次の経費は、助成の対象となりません。

- (1) 借入金の償還または利息の補填金
- (2) 積立金に繰り入れる資金
- (3) 人件費

5. 共同募金運動について

承認された参加団体は、下記の募金運動等に協力していただきます。

- (1) あったか募金の準備を、10月下旬から12月下旬まで行います。
- (2) 翌年1月1日から3月31日までの間、本会が提供する資材等を活用し、自団体の活動を広くアピールしながら、積極的に申請事業における募金活動を実施します。

6. 助成方法

参加団体へ、下記の方法で助成します。

(1) 使途選択募金（※1）による助成

運動期間中に、募金先として選択（指定）のあった各団体あての募金は、全額、選択された団体に助成します。

(2) 指定なしの募金による助成

指定先のない募金は、前項5の共同募金運動の状況等を審査の上、各団体に加算します。

※募金総額に応じて助成しますので、必ずしもご要望どおりの助成額とは限りません。予めご了承ください。

7. 応募方法

参加を希望する団体は、次の書類を添えて本会まで提出してください。書類がない場合はご相談ください。

(1) 参加申込書（様式1）

(2) 会則・規約等

(3) 役員名簿、会員名簿

(4) 団体の日頃の活動状況がわかる資料

（例：団体発行のパンフレット、新聞・広報誌等に紹介された記事等）

(5) 前年度の事業報告・決算書

(6) 翌年度の事業計画・予算書

※ 受付期間 令和5年9月1日～9月30日〔必着〕

8. 助成金の交付

令和6年6月上旬に交付予定です。

5項の共同募金運動において集まった募金をもとに、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間、申請に基づいた事業を行ってください。

9. 事業の報告

助成を受けた団体は、実施した活動の報告書等を提出してください。

また、必要に応じて報告会等への出席をお願いいたします。

10. 共同募金事業の明記

助成を受ける団体は、事業計画、予算・決算書及び事業実施時等、様々な手段を用いて、その事業があったか募金の助成事業であることを明示してください。

11. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定めます。

【実施の流れ】

